

「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書

タクシー事業は、地域生活に欠かせない安心・安全で快適・便利なドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、少子高齢化が急速に進展する中、多様化する利用者ニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地元自治体の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者の移動手段として大きな役割を果たしている。

こうした中、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する白タク行為の容認を求める動きが出ている。

「ライドシェア」は、その事業主体が利用者と運転者の仲介のみを行う業務形態であるため、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題があると指摘されている。

また、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、国民に安心・安全な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、路線バスや鉄道も含めた地域公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがある。

よって、国におかれては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く求める。

- 1 一部地域での交通弱者への配慮をしつつも、白タク行為に該当するような「ライドシェア」は、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があり、さらに「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の意義を損なうことが危惧されるため、十分慎重に対応すること。
- 2 各地において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 桑 名 龍 吾

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

様